

省エネ家電買換購入促進費補助金

申請方法

- ①交付申請書に必要書類を添えて町民福祉課へ提出
(申請書等の様式は、町ホームページまたは町民福祉課窓口より入手してください)
- ②必ず、**申請し交付決定を受けてから購入・設置すること**(1世帯につき1回限り)

申請受付期間

令和8年7月1日(水)～令和8年12月28日(月)

完了届(請求書)提出期間

令和8年7月1日(水)～令和9年 1月29日(金)

提出方法

- (1)窓口持参 受付時間:平日(月～金)8:30～17:15)
- (2)郵送 申請は、令和8年12月28日必着
完了届・請求書は、令和9年1月29日必着

提出(問い合わせ)先

平泉町町民福祉課 環境係
(窓口対応:平日(月～金)8:30～17:15)
(電話 0191-46-5562 FAX 0191-46-3080)
(Mail chomin@town.hiraizumi.iwate.jp)

省エネ家電及び補助率(額)

省エネ家電	目標年度	省エネルギー基準達成率	補助率(額)	補助上限額(円)
エアコン	2027年	100%以上	省エネ家電本体購入に要する経費【税込】の1/3以内の額 (1,000円未満切り捨て)	5万
電気冷蔵庫	2021年	100%以上		
テレビ	2026年	80%以上		

参考 省エネルギー基準達成率(目標年度)の確認方法

- ①店頭やカタログなどで確認【ラベル表示例】

参考:「e」マークの意味
緑色:省エネ基準達成率100%以上
オレンジ:省エネ基準達成率80%以上
→「e」マークの下部に目標年度も記載されています。



【省エネ基準達成率】
エアコン 100%以上
電気冷蔵庫 100%以上
テレビ 80%以上

- ②国(資源エネルギー庁)が提供する「省エネ型製品情報サイト」で確認

URL:<https://seihinjyoho.go.jp/>

※チラシ裏面もご確認ください

1. 申請から補助金交付までの流れ

- ①申請書提出 ⇒ ②町で審査 ⇒ ③交付決定の通知(郵送) ⇒
④省エネ家電の購入・設置、買換前家電の処分 ⇒ ⑤完了届・請求書を町へ提出 ⇒
⑥町で審査 ⇒ ⑦補助金交付(指定口座への振込)

2. 補助対象者 次の要件にすべて当てはまる人

- ①申請時において、町の住民基本台帳に記録されている(住所がある)こと
②町税の滞納その他町に対する債務の不履行がないこと
③賃貸住宅においては、当該住宅の所有者の承諾を得ていること
④買換により購入する省エネ家電(同種及び同数であること)は、新品とし、その所有権が申請者に帰属すること
⑤買換前の家電を特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき適正に処理すること
⑥購入する省エネ家電を補助対象者の住宅(居住部分)に設置すること
⑦令和5年度、令和6年度に本補助金の交付を受けていない世帯(ただし、過去に交付を受けた省エネ家電と異なる種別の省エネ家電の買換えを行う場合は補助対象となります)
例)R6年度にエアコン買換えで交付済 → R8年度にテレビ買換えで申請 … ○補助対象
R6年度にエアコン買換えで交付済 → R8年度にエアコン買換えで申請 … ×補助対象外

3. 交付申請 次の書類を提出して下さい

- ①平泉町省エネ家電買換購入促進費補助金交付申請書(様式第1号)
②購入する省エネ家電の見積書(購入に要する経費の内訳がわかるもの)
③メーカー名・製品名・型番・省エネ率(省エネ率)が確認できる書類

※①の申請書は、役場町民福祉課・町ホームページにて提供しています。

③においては、製品パンフレット等で確認可能であれば、そちらの写しを提出しても構いません。

4. 完了届(請求書)

省エネ家電を購入・設置し、買換前の家電を処分後、次の書類を提出。

- ①平泉町省エネ家電買換購入促進費補助金交付請求書(様式第6号)
②平泉町省エネ家電買換購入促進補助金完了報告書(様式第7号)
③省エネ家電設置後の状況が確認できる写真(家電のみでなく、背景も映してください。)
④省エネ家電購入に要した経費の領収書又はレシートの写し
→ 購入日・購入店舗名・購入製品名及び型番・購入費用が記載されているもの
領収書が電子レシートのみで、購入日・購入店舗名・購入製品名・型番等が確認できない場合は、購入店から別途「領収書」を発行してもらう必要があります。
⑤製造メーカーが発行した省エネ家電の保証書の写し(メーカー名・型番等が記載されているもの)
⑥買換前家電の処理に使用した家電リサイクル券(排出者控え)の写し

※家電リサイクル券について

エアコン・電気冷蔵庫・テレビは、家電リサイクル法対象機器であり、家電リサイクル料金を払い、家電リサイクル券を購入して処分していただきます。

処分方法は①小売店へ依頼②収集運搬業者へ依頼③指定取引業者へ持ち込みのいずれかになります。詳細は、「令和6年度 暮らしの情報(一関広域行政組合広報紙)」15ページ「家電リサイクル法対象機器の処理方法」を参考にしてください。